

商標塾 ～商標講義とディスカッションで楽しむ90分～

11月開催のお知らせ



東京五輪エンブレムの商標問題など、時折新聞紙上をにぎわす商標。実は商標問題は身近なところでも起こっています。「さて、我が社の商標権はちゃんと保護されているだろうか。我が社は他人の商標権を侵害してはいないだろうか。」

そんな不安を抱える企業さま向けに、商標問題を広く取り上げる講演会を企画しました。講演会は通年で6回。各回完結型で講義45分、ディスカッション45分を予定しています。

講義では毎回テーマを設け、可能な限り実例を取り上げて商標問題の解説を試みます。さらに、講師及び参加者によるディスカッションを通して情報交換を行ない、疑問点の解消に努めます。

ざっくばらんとした会話・情報交換を通して商標問題の理解を目指す初中級者向けの講座です。商標専門担当者がいなくて困っている、そんな企業知財ご担当の方のご参加をお待ちしております。

ディスカッションを行います関係上、毎回20名様までの先着順と致しますこと、ご理解をお願いいたします。

【募集対象】主として企業の知財担当者・商標担当者

【年間スケジュール予定】

- 第1回：平成28年 4月20日（水）
商標権って取っておくべきなの？
- 第2回：平成28年 6月22日（水）
商標権の取得にあたっての留意点
- 第3回：平成28年 9月 7日（水）
商標の識別力・類否の判断
- 第4回：平成28年 11月16日（水）
商標に関する侵害事件の解決法
- 第5回：平成29年 1月25日（水）
海外対策
- 第6回：平成29年 3月 8日（水）
実例講義

【第4回テーマ】

商標に関する侵害事件の解決法 ～事件解決のコツと注意点～

商標に関する紛争が生じた場合の具体的な解決法と、それらの解決法の特徴及び注意点を事例に則して取り上げたいと思います。

紛争解決方法を検討することで、貴社が紛争に巻き込まれないためのヒントになれば幸いです。

【第4回開催概要】

開催日	平成28年11月16日（水） 18時30分～20時00分
開催場所	特許業務法人深見特許事務所 会議室 (大阪市北区中之島2-2-7 中之島セントラルタワー22階)
募集人数	20名 (定員になり次第締め切らせていただきます)
発表担当	特許業務法人深見特許事務所 商標意匠法律部 松本 浩一 氏
受講料	無 料 (大阪発明協会会員限定)

申込先

一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiiosaka.jp/>)

電話 06-6479-1926 FAX 06-6479-3930

大阪発明協会会員限定勉強会 「商標塾」 第3回参加申込書

大阪発明協会行
FAX 06-6479-3930

申込日 年 月 日

【特許業務法人深見特許事務所 商標意匠法律部】

商標意匠法律部 部長 (深見特許事務所 副所長) (弁理士)	吉野 雄 (弁理士)	小野 正明 (弁理士)
竹内 耕三	大野 義也 (弁理士)	宮澤 博久 (弁理士)
商標意匠法律部 副部長 (弁理士)	小澤 美香 (弁理士)	松本 浩一
富井 美希	中島 由賀 (弁理士)	荒木 理佳
商標意匠法律部 上席	藤川 順 (弁理士)	杉本 智則 (顧問弁護士)
齋藤 恵 (東京事務所 次長代理) (弁理士)	稲山 史子 (弁理士)	

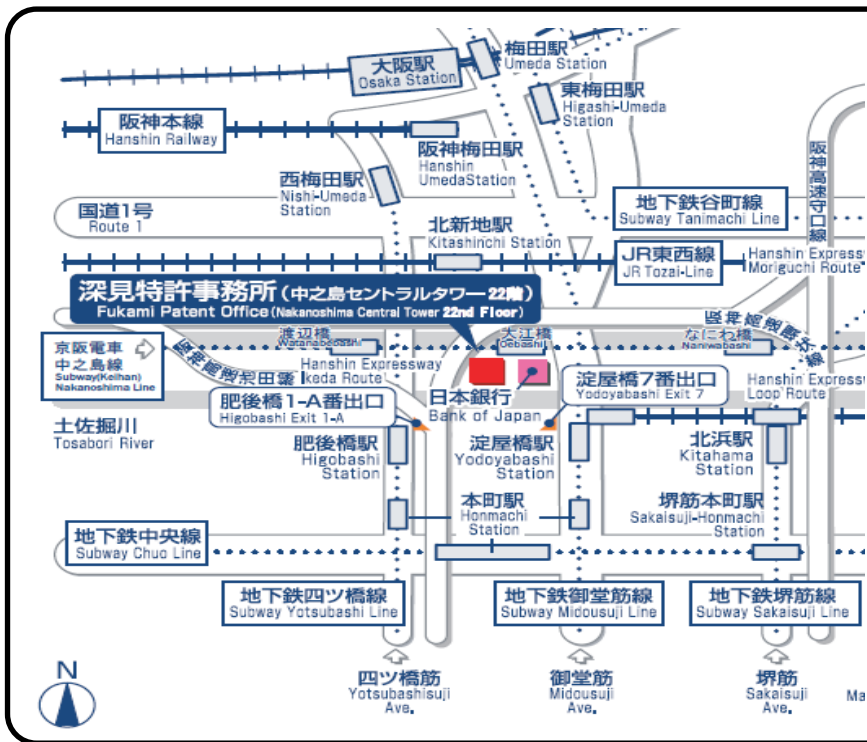
開催日	セミナー名	定員
11月16日(水) 18時30分~20時00分	商標に関する侵害事件の解決法 ～事件解決のコツと注意点～	20名

会社名 または 氏名	部署名 および 連絡担当者
ご住所 〒	TEL
	FAX

受講者名	所属部署名	実務経験 年数	懇親会(無料:20:30~) (いずれかに○をつけて下さい)	E-mail
			参加する 参加しない	
			参加する 参加しない	

※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。
※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。

※20時開演のあと、20:30より懇親会(無料)を開催します。時間に余裕がありましたら是非ご参加下さいますようよろしくお願いいたします。



◆電車によるアクセス◆

- 地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅 7番出口から北西に徒歩4分
- 地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅 1-A番出口から北東に徒歩3分
- 京阪電車中之島線「大江橋」駅 1番出口前

◆深見特許事務所入室方法◆

17:30以降、事務所扉が施錠されます。インタホンがありますのでお呼び頂ければ開錠いたします。大幅に遅られた場合、インタホンに誰も出ない可能性があります。その場合は事務所にお電話(06-4707-2021)を頂ければ所員が開錠いたします。